

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I. 現状

当会を取り巻く地域の災害発生状況及び想定される災害発生の情報について、勝浦市防災会議が策定した勝浦市地域防災計画（令和2年度一部修正）や千葉県データを活用し現状分析を行う。

1. 地域の災害リスク

(1) 地震

勝浦市防災会議が策定した勝浦市地域防災計画によると、計画策定の前提条件は切迫性が高い東京湾北部地震をモデルとしたマグニチュード7級の首都直下地震とした。災害規模はマグニチュード7.3であり、勝浦市のほぼ全域が震度6弱、市域の被害は、揺れによる建物全壊1,569棟、死者28人、最大避難者数7,308人であり、液状化による建物被害は、全壊棟数が62棟と想定される。

(2) 津波

J-SHIS地震ハザードステーションのハザードカルテ2024年基準によると、震度6弱以上の地震が今後30年間で33.8%の確率、震度5弱以上では99.5%の確率で発生との予想がされている。

勝浦市防災会議が策定した勝浦市地域防災計画によると、平成26・27年度千葉県地震被害想定調査において、緊急性を考慮して東北地方太平洋沖地震による断層の割れ残りを想定したモデル（房総半島東方沖日本海溝沿い地震モデル）に基づく津波想定及び被害想定が実施され、この津波による勝浦市沿岸部の最大津波高は約7.2m（部原東）であり、市街地の浸水深は約2m以上、地震発生から20～25分程度で浸水する。また、津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波浸水想定による勝浦市の浸水面積は448ha、最大津波水位は16.4m、最大津波水位に至る到達時間は11分、影響開始時間は1分である。

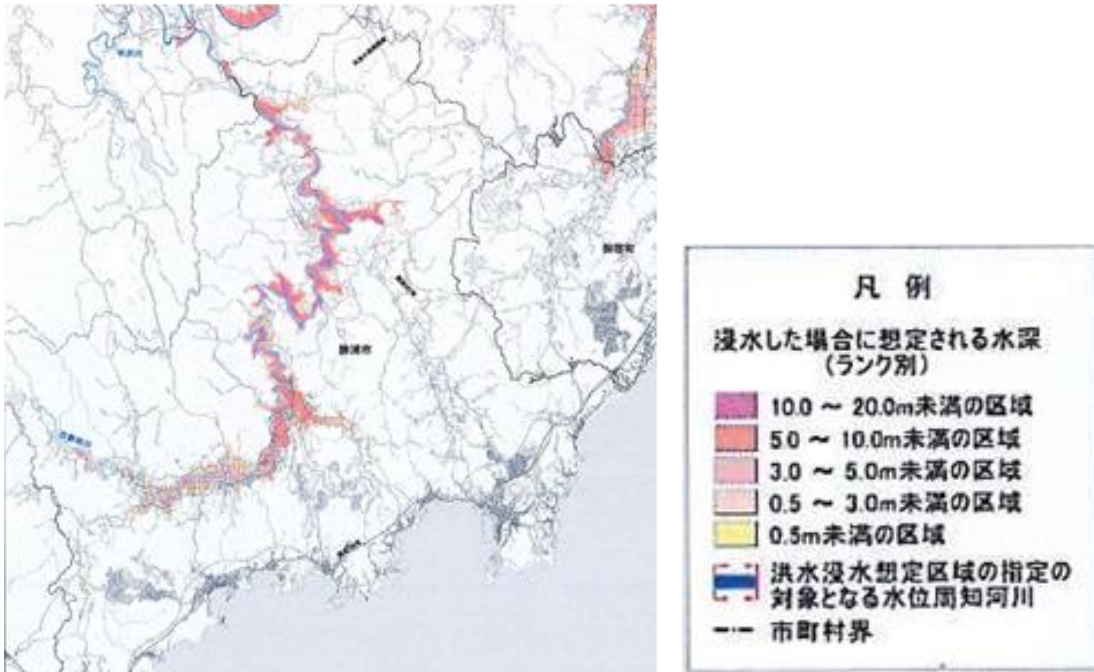
(3) 高潮

勝浦市防災会議が策定した勝浦市地域防災計画によると、勝浦市のように南に開いた湾において、高潮は、台風が西側を北上した場合に発生しやすくなり、伊勢湾台風クラス（中心気圧932hPa程度）の勢力の強い台風が市域の西側から北上し、直撃、上陸した際の想定浸水地域は、海岸平野からなる部原、勝浦、鵜原、守谷及び興津であり、特に、勝浦では勝浦漁港周辺、興津では興津駅南側の建物が密集する地域の浸水を想定している。

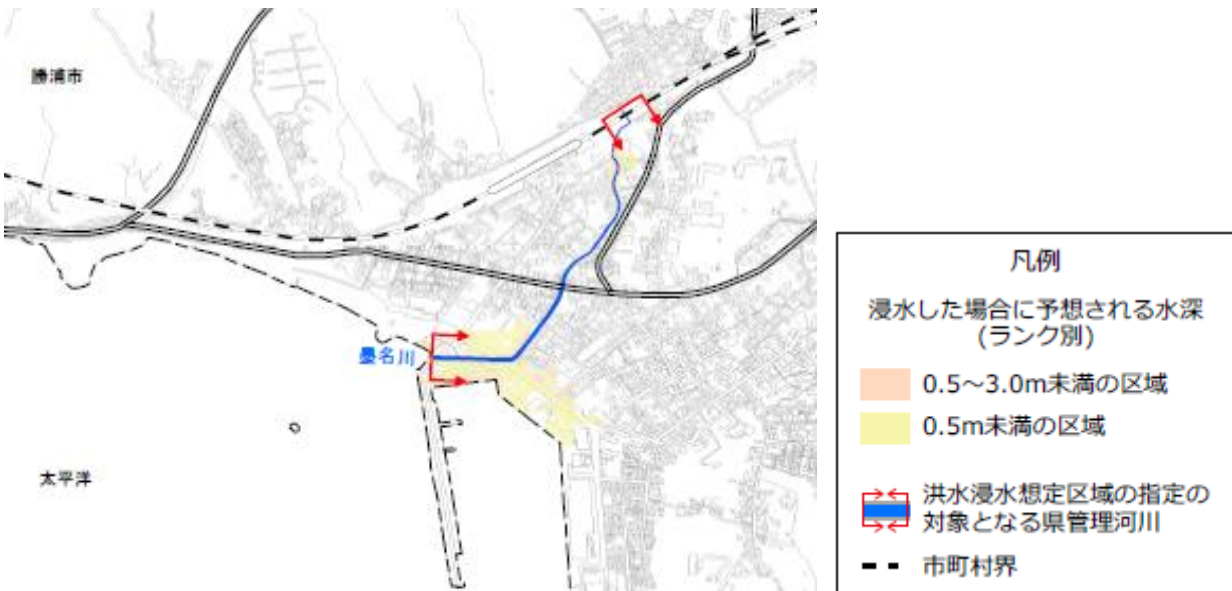
(4) 洪水

県は、令和2年5月に夷隅川水系夷隅川の洪水浸水想定区域図を見直し、想定最大規模降雨等による洪水浸水想定区域図等を公表したが、令和3年7月の水防法の改正に基づき、令和4年3月に墨名川水系墨名川について、水防法の規定により指

定された想定し得る最大規模の降雨（墨名川流域の24時間総雨量690.0mm）による洪水浸水想定区域と、浸水した場合に想定される水深を示した洪水浸水想定区域図を公表した。



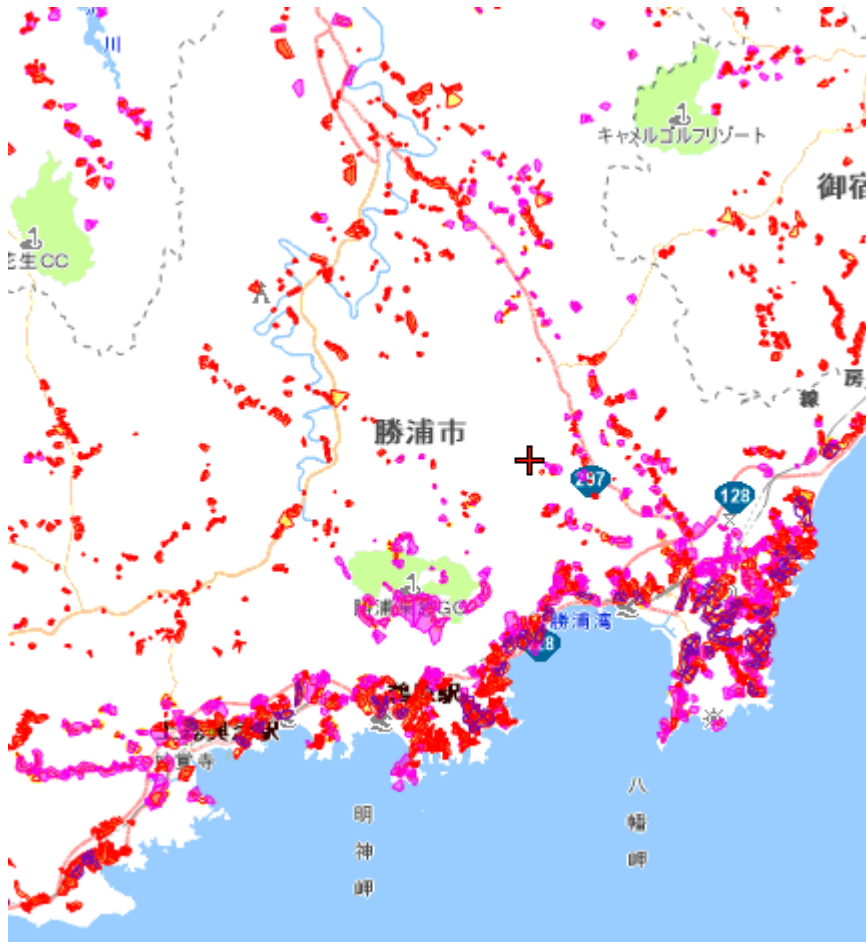
夷隅川水系夷隅川 洪水浸水想定区域図（想定最大規模） 千葉県（令和2年5月28日）




墨名川水系墨名川 洪水浸水想定区域図（想定最大規模） 千葉県（令和4年3月29日）


(5) 土砂災害


勝浦市防災会議が策定した勝浦市地域防災計画によると、土砂災害には、崖崩れ、土石流、地すべりの3つの現象があり、勝浦市域には崖崩れの危険性のある箇所（急傾斜地崩壊危険箇所）が多く分布している。



ちば情報マップ 土砂災害警戒区域等・砂防3法指定区域

 土砂災害警戒区域（急傾斜地・土石流・地すべり）

 土砂災害特別警戒区域（急傾斜地・土石流・地すべり）

 基礎調査予定箇所（急傾斜地・土石流・地すべり）

(6) 感染症

地球上には多種多様な病原体が存在し、それらの病原体が引き起こす様々な感染症があり、新型コロナウイルス感染症のように今後も未知なる感染症が出現した場合、当市においても多くの市民の生命及び健康のみならず、社会全体に深刻な影響を及ぼすおそれがある。

2. 商工業者の状況（令和7年4月1日現在）

(1) 商工業者数 1,006人

(2) 小規模事業者数 772人

内 訳

業 種	商工業者数	小規模事業者数	備考
製造業	48	42	市内に点在している
建設業	116	115	市内に広く分散している
卸・小売業	243	188	商店街地域に密集している
サービス業	477	306	市内に広く分散している
その他	122	121	市内に点在している
合 計	1,006	772	

（出典：2021年経済センサス）

3. これまでの取組

(1) 当市の取組

①勝浦市地域防災計画の策定

勝浦市地域防災計画は、市民、事業所、各種団体及び防災関係機関が、平常時からの災害に対する備えと災害発生時に適切な対応をとるための大綱を定め、市民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的として、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、勝浦市地域防災計画を策定している。また、当該計画では、地震・風水害その他の災害時に必要な物資の提供等について、令和5年9月に勝浦市商工会と協定を締結（災害時における物資の供給に関する協定書）しており、当市および近隣市町村、友好都市に災害が発生し、または発生するおそれがあり物資調達の必要がある時には、当商工会に加盟する会員が保有する物資の供給や斡旋を要請することとなっている。

②防災訓練の実施

勝浦市では、毎年度地震等の大規模災害に備え、市及び関係機関が連携し、地域住民と一体となった防災訓練を実施している。

③防災備品の備蓄

災害時は、平常時には予測できない市場流通の混乱や物資の入手難等が想定される。道路の復旧とともに流通機構がある程度回復し、また他地域からの救援物資が到着するまでの間、市民の生活を確保するために生活必需品等の備蓄や調達体制の整備に努めている。

(2) 当会の取組

①事業者BCPの策定支援（令和5年～令和6年 39件の策定支援を実施）

②損害保険会社（千葉県火災共済協同組合等）と連携した損害保険への加入促進

③被災事業者に対する各種補助金申請の支援（小規模事業者持続化補助金や県の災害復旧補助金等）

④日本政策金融公庫や県・市などの公的な各種融資制度の斡旋

⑤国・県・市が行った商工業関係被害状況調査の協力

II. 課題

- 1 当市と当会間で構築済みの緊急時連絡・情報共有体制について、実際の運用がなく実践的な訓練（図上訓練等）が未実施であり、発災時における職員の初動対応能力や連携マニュアルの有効性に課題が残る。
- 2 当会と千葉県商工会連合会等との間で構築済みの職員相互応援体制について、発動時のシミュレーション（訓練）が未実施であり、応援要請・受入の手順や拠点確保など、復旧支援機能の迅速な再開に向けた具体的手順が職員間で共有されていない。
- 3 災害に関する平時・緊急時の対応（各種損害保険やBCP（事業継続計画）の作成等）を推進するノウハウを持った人員が依然不足している。
- 4 地区内小規模事業者の災害・感染症等リスク認識が低く、BCP（事業継続計画）策定率が依然低位に留まっているため事業継続力の底上げが図れていない。

III. 目標

- 1 計画期間中、毎年度（年1回以上）、当市・当会と共同で発災時想定を図上訓練を実施する。訓練結果を基に、被害情報報告ルート（マニュアル）を検証・改訂し、職員の初動対応能力を向上させる。
- 2 計画期間中、毎年度（年1回以上）、当会と千葉県商工会連合会等との相互応援体制発動を想定したシミュレーション訓練を実施する。これにより、復旧支援体制の再開に必要な手順を確立し、全職員が応援体制利用の手順を習熟する。
- 3 各種研修会へ当会指導員を派遣し、各種損害保険やBCP（事業継続計画）作成等を推進するためのノウハウや知識の習得を通じて引き続き資質向上を図る。
- 4 BCP（事業継続計画）策定率の向上に向けて、地区内小規模事業者に対し災害・感染症等リスク認識と事前対策の必要性を引き続き周知していく。

※その他・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに千葉県に報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和8年4月1日～令和13年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

当会と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

1. 事前の対策

(1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

①当会職員（経営指導員等）による巡回指導時に、ハザードマップ等を用いて事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組みや対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について引き続き説明する。

②市広報や商工会報、当会のホームページ等において、国・県の施策の紹介や各種損害保険の概要、BCP（事業継続計画）を策定した小規模事業者の事例紹介等を行う。

③BCP（事業継続計画）策定の専門家を招聘し、小規模事業者を対象にBCP（事業継続計画）策定個別相談会等を開催する。

④当会経営指導員による巡回指導時に、中小企業経営力強化法に基づく「事業継続力強化計画」の申請等に関する支援を実施する。

（２）商工会自身の事業継続計画の作成

当会は、令和２年度に危機管理マニュアルを作成

（３）関係団体等との連携

①金融機関等の関係機関へハザードマップや損害保険への加入に向けた各種ポスターの掲示、パンフレットの設置を依頼する。

②被災した小規模事業者が低利子融資を受けられるように、金融機関と連携する。

③被災した小規模事業者が事業設備等を早期復旧できるように優先的な修繕・修理に向けて、建設・設備等の関連団体と連携する。

（４）フォローアップ

①中小企業等経営強化法に基づく事業継続力強化計画の認定を受けた企業に対してその取組み（策定したBCP計画の遂行）支援を実施する。

②BCP（事業継続計画）策定に向けての具体的な支援を実施する。

③当会に事業継続力強化支援協議会（構成員：当市担当者、当会正副会長）を必要に応じて設置し、小規模事業者のBCP（事業継続計画）への取組み状況等について協議する。

（５）当該計画に係る訓練の実施

年に一度、様々な自然災害（マグニチュード7の地震等）が発生したと仮定し、当会と当市とで連絡ルートの確認等を実施する。なお、10月最終日曜日（令和7年度は10月26日）に当市主催による市民を対象とした災害訓練が実施されるため、当該計画に係る訓練は必要に応じての実施とする。

2. 発災後の対策

自然災害等発災時には、人命救助が第一であることから、その上で下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

（１）応急対策の実施可否の確認

①当会事務長は発災後2時間以内に職員緊急連絡網やSNS等により、職員の安否と業務従事の可否を確認する。

※事務長が被災した場合は、次席の者等が職員緊急連絡網等を指揮する。

②業務従事が可能な当会職員が把握した大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）は、当会と当市で共有する。

(2) 応急対策の方針決定

① 当会職員の自然災害等発災時における出勤は次のとおりとする。

- (ア) 職員自身の目線で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤せず、職員自身はまず安全を確保し、警報解除後に出勤する。
- (イ) 道路の陥没や崖崩れ等により交通の遮断等がある場合は、出勤せず、安全が確認された後に出勤する。
- (ウ) 家族が被災した場合は、出勤せず家族の身の安全が確保された後に出勤する。

② 当会職員全員または大多数が被災等により応急対策に従事できない場合の役割分担は次のとおりとする。

地区名	役職名	人数	応急対策の内容
勝浦地区	理事	3名	大まかな被害状況の把握等
興津地区	理事	2名	大まかな被害状況の把握等
総野地区	理事	2名	大まかな被害状況の把握等
上野地区	理事	2名	大まかな被害状況の把握等

③ 当会による大まかな被害状況の把握は3日以内に実施し、その状況を当会と当市で共有する。

(被害規模等の目安)

被害規模	被害状況
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・ 地区内 10%以上の事業所で、「瓦が落ちる」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・ 地区内 1%以上の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等大きな被害が発生している。・ 被害が見込まれている地域において連絡が取れない、もしくは交通網が遮断されており、確認ができない。
中規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・ 地区内 5%以上の事業所で、「瓦が落ちる」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・ 地区内 0.5%以上の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等大きな被害が発生している。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・ 地区内 1%以上の事業所で、「瓦が落ちる」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・ 地区内 0.1%以上の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none">・ 目立った被害の情報がない

※連絡の取れない地域については、大規模な被害が生じているものとする。

④当会と当市は、災害時に以下の間隔で被害情報等を共有する。

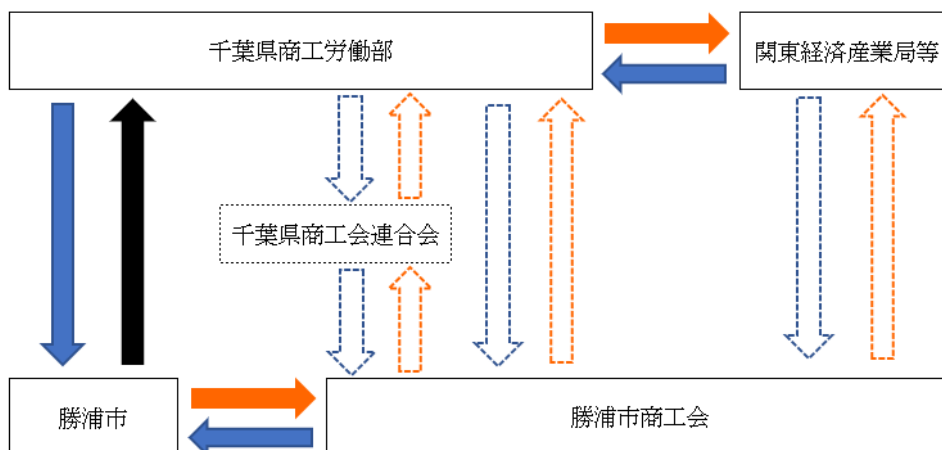
期間	頻度
発災後～1週間	1日に2回以上共有する 必要に応じて追加する
1週間～2週間	1日に2回共有する
2週間～4週間	1日に1回共有する
1か月以降	2日に1回共有する

※TEL・FAX・メール・携帯等による通常の連絡が不通の場合には、商工会が直接市役所を訪問し、被害情報等を報告する。

3. 発災時における指示命令系統・連絡体制

(1) 自然災害発生時における地区内の小規模事業者の被害状況の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うための連絡ルートは次のとおりとする。

※塗りつぶしの矢印が、主たる情報収集・連絡ルート



(2) 二次被害を防止するための被災地域での活動は次のとおりとする。
当会及び当市からの要請等に基づき、当会の役員と総代が二次被害を防止するための諸活動を実施する。

※役員及び総代は被災地域以外の者とする

(3) 当会と当市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について次のとおりとする。

①確認方法

当会の役員、総代及び職員で構成する「災害復旧支援班」を組織し、被災事業所を実訪してヒアリング調査等を実施する。

構成員 班長：役員1名 班員：総代2名、職員1名

※役員及び総代は被災地域以外の者とする

②被害額の算定方法

被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、当会と当市であらかじめ確認しておく。なお、国や県から指示があった場合は、その指示に基づいて算定する。

- (4) 当会と当市が共有した上記の(2)及び(3)の情報は、千葉県の指定する方法にて当市より千葉県へ報告するとともに、当会より千葉県商工会連合会へ報告する。

4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- (1) 経営や資金繰り等の相談窓口の開設について勝浦市と相談し、安全性が確認された場所において相談窓口を設置する。
- (2) 国から依頼を受けた場合は、安全性が確認された場所において経営や資金繰り等の特別相談窓口を設置する。
- (3) 前記3の(3)で収集した被害状況等を基に、地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- (4) 応急時に有効な被災事業者施策(国・県・市の施策)について、地区内小規模事業者等に周知する。
- (5) 地区内小規模事業者等向けに被災事業者施策(国・県・市の施策)についての説明会及び個別相談会を開催する。

5. 地区内小規模事業者に対する復興支援

- (1) 千葉県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を実施する。
- (2) 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を千葉県商工会連合会等に相談する。
- (3) 被災小規模事業者が補助金や復興助成金等を申請する場合の書類作成等の支援を実施する。
- (4) 日本政策金融公庫・千葉県制度融資(セーフティネット資金・一般枠)等の融資を斡旋する。
- (5) 事業再建計画の策定を支援する。
- (6) 市内商店会の災害復旧・復興事業を支援する。

6. 感染症対策

感染症対策は次のとおりとする。

(1) 事前の対策

- ① Web会議や交代勤務(在宅勤務)の導入に向けて必要なパソコン等の機器や通信環境等を整備する。
- ② 消毒液やマスク等を事前に購入して備蓄する。

(2) 流行時の対策

- ① 当会職員を2班に分けて編成し、交代勤務(在宅勤務)を導入する。
- ② 通常総会、理事会及び正副会長会議等の商工会の管理・運営に必要な会議は書面議決とする。
- ③ 当会職員のいずれかが感染した場合は保健所や県等の指示に従うものとし、場合によっては事務所を閉鎖する。

※その他・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに千葉県へ報告する。

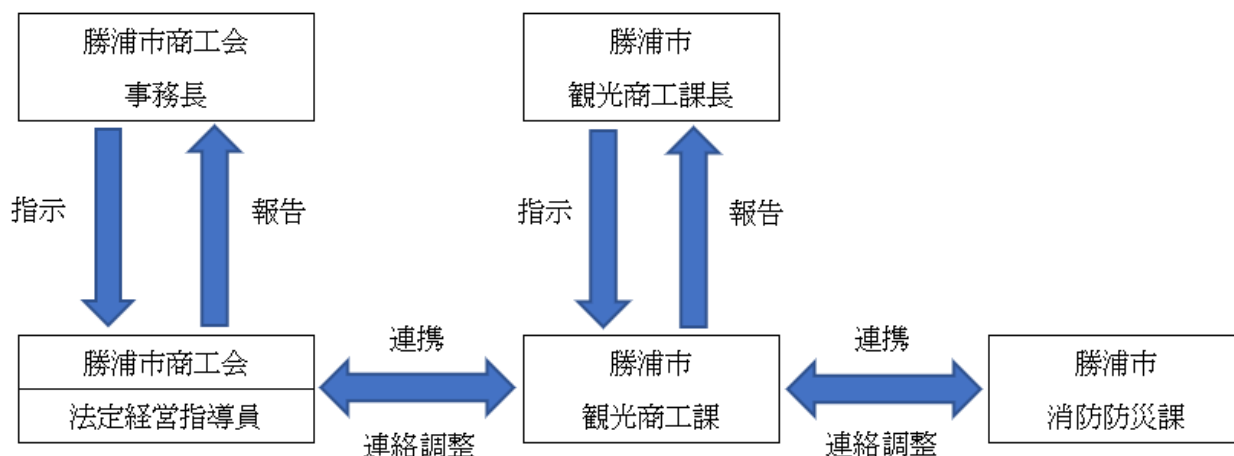
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和7年11月現在)

(1) 実施体制



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 篠宮 泰子 (連絡先は後述 (3) ①参照)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)

1. 本計画の具体的な取組みの企画や実行
2. 本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ (1年に1回以上)

(3) 商工会／関係市町村連絡先

①商工会

勝浦市商工会

〒299-5225 千葉県勝浦市墨名657-2

TEL: 0470-73-0199 / FAX: 0470-73-0107

E-mail: s2181@chibaken.or.jp

②関係市町村

勝浦市役所観光商工課

〒299-5224 千葉県勝浦市新官1343-1

TEL: 0470-73-6687 / FAX: 0470-73-8788

E-mail: kankou@city-katsuura.jp

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
必要な資金の額	260	160	160	260	160
専門家派遣費	60	60	60	60	60
防災備品購入費	200	100	100	200	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、事業収入、手数料収入、千葉県小規模補助金等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。